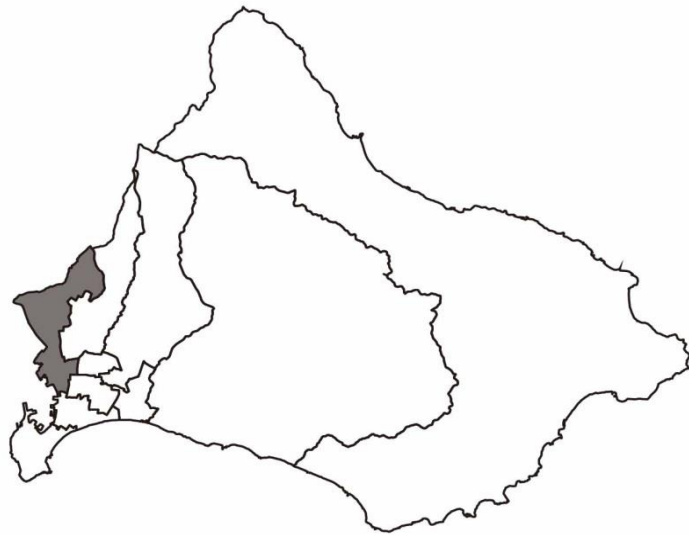


高齢者あんしん相談窓口

函館市地域包括支援センター よろこび

平成28年度活動計画

北部圏域



— 目 次 —

1. 圏域の特徴と課題	…	p.1
2. 現状分析と活動計画		
＜介護予防事業＞		
1. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	…	p.2
＜包括的支援事業＞		
1. 総合相談支援業務	…	p.3～p.4
2. 権利擁護業務	…	p.5～p.6
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	…	p.7
4. 介護予防ケアマネジメント業務	…	p.8
5. 地域ケア会議推進事業	…	p.9
＜任意事業＞		
1. 家族介護支援事業	…	p.10
2. 住宅改修支援事業	…	p.11

圏域の特徴と課題

北部

1. 人口の推移と年齢構成

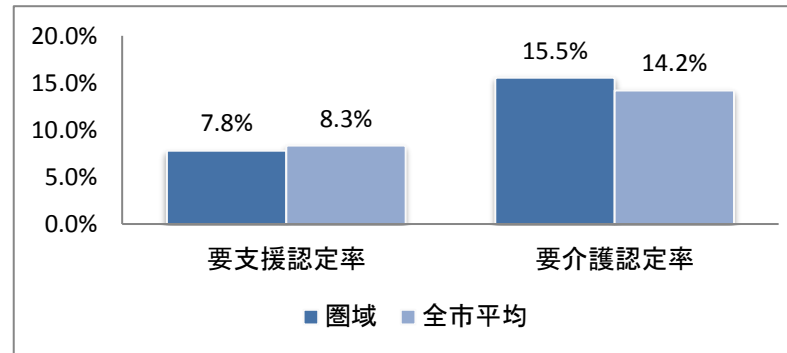
	(人)					H28.3末	
	H24.3	H25.3	H26.3	H27.3	H28.3	割合(%)	全市(%)
年少人口	4,499	4,545	4,575	4,653	4,647	13.7%	10.3%
生産年齢人口	21,369	21,256	21,007	20,906	20,679	60.8%	57.3%
高齢人口	7,525	7,769	8,094	8,428	8,679	25.5%	32.5%
(再掲)65～74歳	3,763	3,912	4,133	4,325	4,485	13.2%	16.4%
(再掲)75歳以上	3,762	3,857	3,961	4,103	4,194	12.3%	16.1%

2. 世帯構成

	H28.3末		
	世帯数(件)	割合(%)	全市(%)
高齢者単身世帯	3,112	18.1%	22.6%
高齢者複数世帯	1,768	10.3%	12.1%
その他	12,283	71.6%	65.3%

3. 要支援認定の状況

	H28.3末		
	H27.3	H28.3	全市
要支援認定者(人)	674	677	7,219
要支援認定率(%)	8.0%	7.8%	8.3%
給付実績(人)			
給付率(%)			



4. 介護保険サービス事業所数

	H28.3末
居宅介護支援事業所	21
小規模多機能型居宅介護	3

5. 圏域の課題

北部圏域は日常生活圏域の見直しにより既存の町に亀田町、亀田本町を含む新しい圏域となった。北部は他圏域と比較した場合、函館市の高齢化率は32.5%に対し、北部は高齢化率25.5%。高齢者人口が低く、生産年齢人口及び年少人口が多いのが特徴。地域の課題としては、新興住宅地と古くからある住宅街が存在し特徴が二極化している。桔梗・西桔梗町、昭和町、追分町は新しい宅地化が進み、若い世代の人口が増えているが住民間の関係が希薄化の傾向にある。対し、北浜町、亀田町、亀田本町は昔から住む方が多く高齢人口は高くなっており、地域を支える担い手がない等、ネットワーク構築の不足がある。既存の地域コミュニティの発掘と活性化を課題とし、若い世代の社会参加の機会と地域の自主性や主体性を含めた社会基盤の整備が必要と考える。

介護予防事業

1. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

【根拠法令】旧介護保険法115条の45第1項第1号

【目的】健康づくりに関する活動の体験や知識の普及を通して、地域の高齢者の介護予防に対する意識を高めることにより、自立した生活の継続と社会参加の促進を図ることを目的とする。

【重点事項】健康づくり教室が終了しても、地域の高齢者が介護予防に関する活動を継続できるよう支援する。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		目標	具体策	評価指標
健康づくり教室 (新規・継続・自主)	<p><課題></p> <p>【新規教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亀田町、亀田本町をはじめ、地域での健康づくり教室へのニーズの把握が必要。 <p>【自主活動支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存3町会での教室活動の継続、活性化にむけた支援内容の見直し必要。 <p><背景></p> <p>【新規教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亀田町会、亀田本町ともに自主化した教室はなく新規開催に向け、各町会の実態や健康へのニーズを把握する必要がある。 ・既存町会への教室開催への介入は複数回に渡っており、各町会の活動や、健康へのニーズを精査し健康づくり教室実施内容等を再検討する必要がある。 <p>【自主活動支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各教室とも参加者の減少や、参加者の固定化が見られている。 	<p>【新規教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規開催予定2教室のうち、一か所は自主化につながる事ができる。 <p>【自主活動支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主活動において、前年度と比べ、参加者数が減少しない。 	<p>【新規教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周知対象：亀田町、亀田本町各町会他 ・会場予定：①亀田町(調整中)②亀田本町(青年会館) ・内容：ラジオ体操、理学療法士による転倒予防講話、体操の実施、管理栄養士による講話、保健師による介護予防講話、転倒予防トレーニング、シナプロソロジー <p>* 自主化支援として、運動内容の記載プリントの配布、活動支援ツールの創生支援、参加者主体での実施。内容の検討・協議、実施後の都度意見交換、間違い探し等宿題の配布、評価の実施。</p> <p>【継続教室、自主活動支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①北浜町会 月1回、第3水曜日開催 登録 ②追分町会 4～12月、第2、4火曜開催 ③桔梗町会 月1回 第3水曜日開催 <p>・支援内容：参加者数の把握、地域住民への参加勧奨、実施内容の相談支援、提案、年間スケジュールや内容に関する相談支援、必要時の包括職員の介入、実施主体者の意見聴取、広報対象の相談・選定、広報対象の検討。周知、広報ツールの作成支援。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開催回数(新規・継続) ・自主グループ支援回数 ・参加者数(実・延) ・参加者の行動変容 ・継続活動の状況
住民等への 介護予防に関する 広報・啓発活動	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各町会の地域特性に合わせた継続的な広報、啓発活動が必要である。 ・各町会等への広報、啓発活動の回数が少ない。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規2町会の加入があり実態把握が必要。 ・前年度介護予防に関する広報・啓発活動が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各町会単位で1回以上の活動を実施する。 ・各種機関への働きかけを継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象：各町会、民生委員、在宅福祉委員、地域住民、各種関係機関等 ・内容： 広報紙「よろこびだより」年2回の発行。 介護予防の関するパンフレット作成し各関係機関や懇談会開催時に配布。 出前講座、健康づくり教室、自主活動支援等を通じ包括支援センターの役割の周知。 前年度事業所の移転に伴い、リーフレットを活用、配布広域的に周知を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙・パンフレットの配布回数と対象者 ・出前講座、講師派遣回数と対象者

包括的支援事業

1. 総合相談支援業務

【根拠法令】介護保険法115条の45第2項第1号

【目的】地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげるなどの支援を行うことを目的とする。

【重点事項】支援が必要な高齢者を早期発見し、適切な支援を行うために、気になる高齢者に気付く視点や地域包括支援センターの役割について普及啓発を行い、地域包括支援ネットワークの構築を強化する。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
地域包括支援 ネットワーク構築	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティを構築するための地域基盤として包括支援センターと各町会、民生委員、関係機関等の密な連携を図る必要がある。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 北部においては、新しい町会や対象方面の民生委員との連携が不足している。 新しい民間団体や医療・介護事業所が開設しているが地域診断も含めた把握が追い付いていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 各町会や方面の民生委員と連携を図り、途絶えないコミュニティ形成を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 各町会や民生委員の定例会や事業を通して、広報紙を作成、配布しセンター職員の顔を覚えてもらう。 地域を3ブロック(①桔梗、桔梗1～5丁目、西桔梗②北浜町、吉川町、浅野町、追分町、港1～3丁目③亀田港町、昭和町、亀田町、亀田本町)に分け、担当職員を決定。ブロックごとに担当職員が主相談に応じ迅速に対応を行う。 地域密着型サービス事業所の運営推進会議の参加を通じ連携を図る。また、運営推進会議のあり方についても必要時相談や助言を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク構築数 ネットワーク構築機関
実態把握	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 各町会や民生委員からの相談を受け、実態把握に結びつく体制が整えられていない。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 各町会や民生委員への当センターの周知を図る機会が少ない。 各関係機関への周知機会や連携が少なく、相談窓口としての役割が不十分である。 	<p><計画数値></p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者基本情報作成数【945件】 相談を受けてから実態把握まで迅速に対応する。 実態把握を通して支援が必要な高齢者を把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> 各町会や民生委員の定例会へ出席。センターの機能や役割を周知、連携を図り相談、実態把握に繋げる。 センター職員全てが初回相談に対応し相談機会を増やす。所内ミーティングで情報共有後、担当職員決定し、実態把握を実施する。 高齢者見守りネットワーク事業をはじめ、在宅高齢者等サービス事業における利用対象者の新規、モニタリング等の実態把握の実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者基本情報作成数と計画数値に対する達成率 利用者基本情報作成の内訳と地域支援事業分の計画数値に対する達成率 実態把握率

1. 総合相談支援業務

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
総合相談	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域からの相談(町会、民生委員等)を受け支援が必要な高齢者を早期発見に繋げる仕組み作りが途上である。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 本人や家族からの相談が増加に対し、町会や民生委員、医療機関や介護サービス事業所の相談件数は横ばいである。 センター職員が様々な相談に対し対応スキル向上とセンター周知の必要性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談内容に対し職員個の気づきを養成し的確な対応を実施。相談内容を所内ミーティングで協議し適正な機関、社会資源に繋げる。 	<ul style="list-style-type: none"> センター職員が初回相談を的確に対応し、相談受付票を作成。所内ミーティングで相談内容を協議し、他職種間で共有を図り担当者を決定し実態把握対応する。 職員の視点や気づきを養成のため、所内研修会開催や外部研修会(各職域ごとの研修会や認知症研修会等)への参加を通じ自己研鑽を図る機会を増やす。 圏域内の町会や民生委員、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等と事例検討会やケア会議を通じてネットワークを構築を図る。 相談内容から地域におけるニーズを把握、課題を抽出、整理し地域診断や地域ケア会議推進事業へ展開へ繋げる。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談対応件数(実・延) 相談形態内訳 相談者の続柄内訳 相談内容内訳
保健福祉サービス等の利用調整	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民や介護支援専門員への保健福祉サービス等の周知機会が少なく利用へ繋がりにくい。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 各町会や方面民生委員への出前講座機会が少ない。 圏域の居宅介護支援事業所数が増加しているが、懇談会開催を通して周知機会が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉サービス等の利用機会を増やすた出前講座や懇談会を開催し周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 町会役員や民生委員、介護支援専門員等へ出前講座や懇談会を実施し、サービス利用機会を増やす。 居宅介護支援事業所からの利用相談には、実態調査を行い、的確な助言や適当と考えるサービスの利用調整を実施する。 定期的なモニタリングの際、実態把握を行い、必要時ケアプラン作成などの見直し、変更手続を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用調整件数 モニタリング実施数(率)
住民等に対する広報・啓発活動	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> サービスが必要な高齢者に地域住民等が気づく視点を養う機会、体制が必要である。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 各町会や民生委員、居宅介護支援事業所とのネットワーク構築の機会が少なく、広報、啓発の必要性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民や居宅介護支援事業所との懇談会の機会を増やし、センターの周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 年2回広報紙を発行し、地域をはじめ居宅介護支援事業所、医療機関等へ直接配布する。 出前講座、健康づくり教室、高齢者見守りネットワーク事業等を通じ包括支援センターの役割の周知。 居宅介護支援事業所や小規模多機能施設ケアマネジャー等との懇談を図りセンターとの連携強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙発行回数 出前講座や講師派遣の回数と対象者

包括的支援事業

2. 権利擁護業務

【根拠法令】介護保険法115条の45第2項第2号

【目的】地域の住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからないなどの困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うことを目的とする。

【重点事項】高齢者虐待の早期発見のため、個々のケース支援を通じて、医療機関との連携を強化する。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
権利擁護相談 (高齢者虐待・困難事例への対応、成年後見制度の利用促進・消費者被害の防止に関する対応)	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 圏域内の居宅介護支援事業所の開設増加に伴い、介護支援専門員とセンター職員との連携強化が求められる。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援専門員からの相談が増加。他圏域から比べ事業所が多いが、センターの役割や機能の周知機会が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> センターと居宅介護支援事業所との連携機会を増やし、権利擁護相談の早期発見、早期対応、予防的支援に繋げる。 	<ul style="list-style-type: none"> センター職員が権利擁護相談全般を受付、相談受付票を作成。所内ミーティングで対応を協議し、他職種間で連携、対応する。 ケース事例に応じて、他職種2名体制で対応。 新規相談から支援終了までの対応状況を振り返り、ミーティング内で検討、終結を意識した支援方法の見直し、対応方法を協議する。 高齢者虐待対応支援マニュアルを活用し、他職種間や関係機関で情報共有・連携を図り、早期対応、終結に向けて支援していく。 ケアプラン研修等を通じて事例検討会を実施し介護支援専門員への権利擁護対応について学ぶ機会を作る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護相談対応状況 ・対応件数 ・対応事案内訳 ・相談・通報者内訳 ○高齢者虐待対応状況 ・通報件数 ・通報者内訳 ・虐待実件数 ・虐待対応件数(実・延) ・終結件数(率)
高齢者虐待対応における医療機関とのネットワーク構築	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 住み慣れた在宅で療養希望者は多いため、個人医院を中心にセンターの機能や役割について周知する機会が少ない。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 圏域内において個人医院の開設が増えている。 初回の相談先として医療従事者として対応も考えられるため権利擁護全般に関する相談のきっかけとして医院へのセンターの役割、機能の周知、働きかけが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の個人医院と連携し、センターの役割や機能について周知機会を増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> 圏域内にある個人医院を把握し、センターの広報紙を直接配布する。 社会福祉士部会を中心に作成した相談通報シートを活用し、医療機関向けに配布し連携を図る。 個人医院からのケース相談に対し、情報共有。実態把握に繋げ、対応後の医院への報告を徹底する。 函館市医療・介護連携推進協議会に関する研修への出席、連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別ケース連携数 ・ネットワーク構築数 ・ネットワーク構築機関 ・高齢者虐待通報者内訳

2. 権利擁護業務

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
権利擁護業務に関するネットワーク構築	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 各関係機関、団体との連携強化や新たな機関とのネットワーク構築が不可欠である。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 権利擁護全般における相談が増えている中でネットワーク構築を目的とした新たな機関との懇談機会が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護業務を円滑に対応するため、各機関との連携を増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> センター職員全員が権利擁護業務に関する研修会事例検討会に出席し、対応スキル向上と連携の強化を図る。 法テラス、精神保健福祉士協会と懇談会を通じて連携。 権利擁護業務に関する成年後見事例等検討会等の研修会への出席。 社会福祉士部会内で平成29年度虐待防止講演会の内容を協議し、市民への周知方法を考える。 社会福祉士部会を中心に事例紹介を行い、支援方法、社会資源活用について情報共有、分析を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護業務 ・成年後見制度や消費者被害に関する研修会や事例検討会への参加、開催回数 ・困難事例に関する研修会や事例検討会の開催回数 ○高齢者虐待 ・研修会や事例検討会の開催回数と参加機関数(実・延)
センター内スキルアップ対策	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の資質向上を目的とした所内研修の開催や外部研修の参加機会を設ける必要がある。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 権利擁護業務に関する相談の増加に対し、センター職員のスキルアップが必要である。 関係機関を交えた研修会の開催を増やしていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> センター職員が知識の向上を図り、権利擁護相談、対応に備える。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員一人ひとりが研修会や事例検討会へ出席し自己研鑽を図る。 高齢者虐待に関する外部研修会への参加、所内研修(高齢者虐待対応支援マニュアルの活用)及び事例検討会(年2回)開催し職員の資質向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・センター内における研修会、事例検討会の開催回数と参加人数 ・センター外における研修会、事例検討会の参加回数と参加人数
住民等に対する広報・啓発活動	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 町会や民生委員、医療・介護保険サービス事業所からセンターに相談が繋がるよう周知機会を作り意識づけが必要である。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 圏域の高齢化率が低く、新興住宅地が多い。 センターの役割や機能を周知する機会がなく、広報や啓発を通じ権利擁護全般の予防や早期発見に繋げる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 各町会や民生委員との連携を深め、権利擁護に関する啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護啓発目的のリーフレットや広報紙を作成し各町会や民生委員、居宅介護支援事業所、病院へ配布する。 出前講座や認知症サポーター養成講座を実施し権利擁護に関する啓発を実施。 居宅介護支援事業所の介護支援専門員が権利擁護に関する相談、通報に繋がるようセンターから事例検討会の開催や研修会の案内を発進し情報提供を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者虐待 ・広報紙、パンフレット配布回数 ・出前講座の開催や講師派遣による周知回数と対象 ○成年後見制度・消費者被害 ・広報紙、パンフレット配布回数 ・出前講座の開催や講師派遣による周知回数と対象

包括的支援事業

3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【根拠法令】介護保険法115条の45第2項第3号

【目的】高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関との連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携することにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行うことを目的とする。

【重点事項】地域包括ケアシステムの構築を意識し、多職種の参加や圏域内の主任介護支援専門員と連携して、ケアプラン指導研修を開催する。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
包括的・継続的 ケアマネジメント体制 の構築	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括職員が新しくなったことや担当圏域が変更になり、居宅介護支援事業所との連携を図る必要がある。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生活状況に応じて、ケアマネジメントを実践することができるよう、圏域の居宅介護支援事業所との連携を図っていく。 	<p><計画数値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアプラン指導研修【4回】 ・圏域の居宅介護支援事業所との顔なじみの関係を築く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域の居宅介護支援事業所へ包括職員の周知、広報紙の配布や事例検討会、懇談会などで扱う内容のアンケート配布。 ・圏域の主任介護支援専門員と連携し、情報交換やケアプランへの指導、助言などネットワークの構築。 ・ケアプラン指導研修について10センター合同を年2回、圏域で年2回の4回開催する。 圏域の研修については、介護支援専門員や多職種を対象に懇談会や介護予防プラン、社会資源を活用した内容でスキルアップを図る。 <p><合同>8月 内容:バスタイムの7原則 11月 内容:家族支援について</p> <p><圏域>開催月未定 介護支援専門員や多職種を対象に懇親会や事例検討会を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプラン指導研修開催(多職種、主任CM連携) ・参加数(率)
介護支援専門員に 対する個別支援	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の介護支援専門員が抱える課題を把握する必要がある。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域の介護支援専門員の課題を把握し、それぞれに合わせた個別支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員が抱える課題を把握し、一緒に解決策を見出していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域内の居宅介護支援事業所を訪問し課題を把握する。 ・介護支援専門員が日常的に抱える困難事例や相談などに対して、必要に応じて同行訪問や関係機関と連携し終結に向けて、具体的な支援方針を検討し助言する。 ・個別事例の地域ケア会議の調整や活用推進を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援数 ・終結数(率) ・圏域内の居宅介護支援事業所訪問数

包括的支援事業

4. 介護予防ケアマネジメント業務

【根拠法令】旧介護保険法115条の45第1項第2号

【目的】二次予防事業対象者が要介護状態になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう支援を行うことを目的とする。

【重点事項】平成29年度からの介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施に向けた体制整備を行う。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
介護予防 ケアマネジメント	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に住む高齢者が住み慣れた地域での自立した生活が続けられるよう、総合事業実施に向け地域における基盤整備が必要である。 ・H26年度二次予防利用率では2%と利用率が低く、介護予防に対する意識が低いと考えられる。地域住民の介護予防に対する意識向上に向けた取り組みが必要である。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合事業では地域に存在するボランティアや町内会での運動等の活動等地域に存在する社会資源を有機的に結び付け、対象者が自立した生活を継続できるよう支援する必要がある。 ・地域に存在する社会資源の把握、整理が必要である。 ・主要な社会資源で町会をはじめとした、地域に存在する社会資源の活性化が必要である。 ・H26年度地区別二次予該当状況では、24.9%と北東部に次いで低い状況であるが二次予防利用率については2%にしか至っていない。対象者の多くが介護が必要となるリスクがあるにも関わらず、介護予防に対する意識が低いと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度より担当となる亀田町、亀田本町の地域特性、社会資源を把握する。 ・圏域に存在する種々の社会資源と顔の見える関係を構築する。 ・地域に存在する社会資源を活性化するために必要な情報を収集し、活性化を促す。 ・介護予防に対する取り組みの必要性を町会単位に出前講座等を開催し周知を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規で亀田町、亀田本町にて健康づくり教室を開催し、地域特性、社会資源を把握する。 ・ケア会議や出前講座を通して社会資源の把握と関係構築を図る。 ・出前講座を開催し、介護予防に対する必要性を周知する。 ・相談業務の中で二次予防事業対象者の場合、訪問型介護予防事業やその他のフォーマルサービスへの勧奨を実施。 ・各種関係機関を中心に若い世代への働きかけの実施。 ・過去の2次予防対象者の現在の生活状況の把握。 	

包括的支援事業

5. 地域ケア会議推進事業

【根拠法令】介護保険法115条の48

【目的】高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を目的とする。

【重点事項】圏域内の地域課題を明らかにし、把握された地域課題の解決策の検討を行うとともに、全市的な取り組みが必要な課題については「函館市地域ケア全体会議」において、新たな仕組みづくりや政策形成へつなげる。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
個別ケースの検討を行う地域ケア会議	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者が抱える様々な問題を町会や民生委員、多職種が協働して検討を行い、ネットワークを構築する。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 昨年度は独居高齢者、精神障害を抱える家族と同居しているケースをテーマとして開催する。 個別ケースの検討を積み重ね町会、民生委員、地域住民との連携を図る。 	<p><計画数値></p> <ul style="list-style-type: none"> 開催回数【6回】 多職種が協働して支援方法を検討することで、新たなネットワークを築いていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 開催計画数値は6回。 町会、民生委員、地域住民など多職種協働で高齢者個人の課題について支援方法の検討を行う。 地域ケア会議の結果に応じて出前講座や認知症サポーター養成講座を開催していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 開催回数と開催達成率 参加者内訳
地域課題の検討を行う地域ケア会議	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民主体の会議開催の必要性や定例化以外の新たな町会等の会議開催へ拡充していく必要がある。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 会議が未実施の町会等に関しては、地域課題が埋もれており、個別ケースから抽出された課題や要望を通して会議開催に向けて開催内容の検討が必要。 	<p><計画数値></p> <ul style="list-style-type: none"> 開催回数【3回】 未実施の町会等を対象に個別ケースの課題や支援方法の検討を実施。住民主体とした企画参加型の会議開催を展開する。 	<ul style="list-style-type: none"> 桔梗町会・北浜町会では昨年度のケア会議から抽出した課題をテーマに開催。 課題や要望を解決していくために地域住民主体の会議開催を支援する。 新たな町会や民生委員の方面ごとにケア会議を開催。 全市的な取り組みが必要な課題に対しては「函館市地域ケア全体会議」において、新たな仕組みづくりや政策形成に繋げる。 	<ul style="list-style-type: none"> 開催数と開催達成率 参加者内訳
住民等に対する広報・啓発活動	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民が主体となる地域ケア会議に対する認識、周知する必要がある。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 特定の町会や民生委員への周知だけではなく、新たな地域、団体への周知機会が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民主体の会議開催に位置づけとなるよう周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙にケア会議に関する内容記事、報告内容を掲載し、地域住民や関係団体への理解を深める。 地域ケア会議開催時や出前講座を活用し、周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙・パンフレット配布回数と対象

任意事業

1. 家族介護支援事業

【根拠法令】介護保険法115条の45第3項第2号

【目的】要介護高齢者を介護する者やそれを支える地域住民に対し、適切な介護知識や技術の指導・助言、介護者同士の交流等を行い、介護者を支援することを目的とする。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	独自評価指標
家族介護教室	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 若い世代の参加者が少なく、支えあいを意識した充実した開催内容が求められている。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、高齢化率が高くなった場合を想定し若い世代が地域の担い手として介護意識が高められるよう内容の検討が必要。 	<p><計画数値></p> <ul style="list-style-type: none"> 開催回数【2回】 将来的に介護の担い手となり得る若年層を中心に介護負担の軽減を図る教室を開催していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 家族介護教室を必要時開催。開催にあたっては未実施の町会等に出前講座や事前説明会等を実施。 介護負担の軽減や介護の担い手となりうる若い世代へのアプローチを実施。 開催に向けては利用者家族等へ介護負担軽減に対する要望を教室に反映し、当事者等に案内を呼びかけ、配布する。 教室終了後にアンケートを実施し介護全般に関するニーズを把握、開催内容に反映する。 教室を通じて地域住民からセンターに介護全般の相談に繋がるようセンターの機能や役割を周知徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> 開催回数 アンケート結果
住民等に対する 広報・啓発活動	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の担い手である若い世代を中心に介護に関する負担軽減を図る必要がある。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 他センターと比較し高齢化率が低い、将来的には高齢化が進むため、一人でも多くの参加者に介護負担軽減を目的とした教室開催の展開や周知方法の検討が必要と考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 若い世代を取り込み、介護者と関係機関の交流の機会を設け介護に対する知識と理解を広める。 	<ul style="list-style-type: none"> 教室や講座等の開催に対しては圏域内の町会をはじめ広報紙や回覧板を活用。 出前講座や認知症サポーター養成講座、家族介護教室を通じ、広報誌やパンフレットなどを活用し、介用品や介護技術、介護知識に関する啓発を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙・パンフレット配布回数と対象

任意事業

2. 住宅改修支援事業

【根拠法令】介護保険法115条の45第3項第3号

【目的】高齢者向けに居宅等の改良を行おうとする者に対して、住宅改修に関する相談、助言等を行い、高齢者の在宅生活を支援することを目的とする。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	独自評価指標
住宅改修支援	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅改修全般に関し介護保険制度の観点から利用者及び住宅改修施事業業者への必要な助言をしていく必要がある。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅改修等の利用増加に伴い利用対象者や施行業者間で住宅改修が必要と考える設置個所の必要性や理解が説明が不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> 要支援及び要介護の認定を受けた方で、住宅改修に関する相談や介護保険制度利用について支援、助言を行う。 住宅改修事業所と連携し、専門的な観点で必要な支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修全般に関する相談に対し実態把握及び適な助言を行い、アセスメントをもとに住宅改修業者や医療などの関係専門職種間と連携を図り住宅改修に係る理由書の作成を実施。 住宅改修に関する全般の知識向上ため、リフォーム及びリハビリの視点も含めたセンター職員の必要な研修参加。 家族介護教室等の事業を通じて、住宅改修業者と連携し開催する。 	
住民等に対する 広報・啓発活動	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅改修全般の相談に繋げるために地域住民や対象利用者への周知機会を設ける必要がある。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象利用者や施行業者、医療機関からセンターに相談が中心。地域住民への広報、啓発機会が少なく、広報誌やパンフレットを作製、配布機会が必要と考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修全般に関する制度の説明を広報誌やパンフレットを作成し、地域住民や事業所向けに配布、周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙やパンフレットの発行、出前講座による介護保険制度に関する制度説明を行い住宅改修等の利用に関する啓発を行う。 家族介護教室の開催内容に盛り込み、制度説明等の周知を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙・パンフレット配布回数と対象